

第14期第 33 回

札幌市農業委員会総会議事録

日 時:令和8年3月 25 日(水) 午後2時

場 所:札幌市役所本庁舎 18 階 第2常任委員会会議室

第14期第33回 札幌市農業委員会総会

出席者名簿

| 議席 | 氏名 | 出欠 |
|----|-------|----|
| 1 | 生野 隆雄 | 出席 |
| 2 | 山本 和夫 | 出席 |
| 3 | 藤井 徹 | 出席 |
| 4 | 大西 智樹 | 欠席 |
| 6 | 上山 雅彦 | 出席 |
| 7 | 千葉 悦子 | 出席 |
| 8 | 氏家 正喜 | 出席 |
| 9 | 平佐 雅勝 | 欠席 |
| 10 | 橋場 和実 | 出席 |
| 11 | 吉田 長幸 | 出席 |

| | | |
|-----|------------|--|
| 事務局 | 事務局長 高本 俊 | |
| | 次長 村上 史明 | |
| | 振興係長 後藤 園恵 | |
| | 農地係長 宮崎 伸一 | |

総会に係る付議議案等

| 区 分 | 議 題 | 備 考 |
|-------|--------------------------------|-----|
| 議案第1号 | 「令和8年度最適化活動の目標の設定等」について | |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について | |
| 議案第5号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について | |
| 報告第1号 | 農地法第3条の3の規定による届出について | |
| 報告第2号 | 農地所有適格法人報告書の提出について | |
| 報告第3号 | 農用地利用集積等促進計画の認可・公告について | |
| 報告第4号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について | |
| 報告第5号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について | |
| 報告第6号 | 現況証明について(事務局長専決) | |
| 報告第7号 | 地目変更登記に係る登記官からの照会について(事務局長専決) | |
| 報告第8号 | 農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて | |

第14期第33回農業委員会総会 議事録

令和8年3月25日(水)

| 発言者 | 議 事 内 容 |
|------|---|
| 議 長 | <p>これより第14期札幌市農業委員会第33回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席状況でございますが、大西委員及び平佐委員から欠席の連絡がありました。委員総数10名中、出席者8名で過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、議席番号10番の橋場委員と議席番号11番の吉田委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、議案5件、報告8件となっております。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>なお、発言する際は、議長の許可を得てから発言してください。</p> <p>はじめに、議案第1号「令和8年度最適化活動の目標の設定等」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p> |
| 振興係長 | <p>それではご説明いたします。</p> <p>この最適化活動の目標の設定等につきましては、令和4年度から法律に位置付けられ、農業委員会では、毎年度、3月末までに翌年度の目標を設定しなければならないとされております。</p> <p>資料1-1をご覧ください。まず、1ページ目のIの農業委員会の状況につきましては、「農林業センサス」等に基づいて、直近の数字をもとに4月1日現在の状況として記載しております。</p> <p>次に、2ページ目のIIの1の最適化活動の成果目標のうち、まず、(1)農地の集積につきましては、①の現状は、本市の農地面積2,490haのうち、これまでの担い手への集積面積が853.70haであり、集積率は34.3%となっております。</p> <p>続いて、②の目標につきましては、通知に基づき本市では、北海道の集積目標を使用することとなりますので、令和15年度末までに集積率95%を達成することが目標となります。これを達成するためには、8年間で①の現状の集積率34.3%を95%まで引き上げることになり、60.7ポイントアップする必要があります。これは、1年間にすると約7.6ポイントアップする必要があることから、②の目標のE欄の令和8年度末の集積率の目標は、現状の34.3%に7.6ポイントを足した41.9%となります。</p> <p>また、この集積率を達成するために必要な集積面積は190haとなり、D欄の令和8年度末の累計の集積面積は、これまでの集積面積853.70haに190haを足した1,043haとなります。</p> |

| 発言者 | 議 事 内 容 |
|------|--|
| 振興係長 | <p>次に、(2)遊休農地の解消につきまして、①の現状は、本市の遊休農地面積が55.21haであり、その内訳は、草刈り等により耕作可能な農地である緑区分が8.89ha、基盤整備等が必要な農地である黄区分が46.32haでございます。②の目標のアのbは、黄区分の遊休農地の解消のための工程表を作成することとし、イは、令和7年度に新規発生した緑区分の遊休農地8.89haを解消目標面積としております。</p> <p>次に、3ページ目の(3)新規参入の促進につきまして、①の現状は、令和5年度から令和7年度までの3年間の新規参入経営体数と面積を記載しております。続いて、②の目標は、新規参入者へ貸付等を行うことについて、農地所有者の同意を得た農地を公表することとされており、その面積は過去3年間の権利移動面積の年平均162.72haの1割以上とされていることから、令和8年度の目標を16.28haとしております。また、これらの成果目標につきましては、農業委員会の目標に併せて推進委員の担当区域ごとにも設定することになっており、その目標は、資料1-2のとおりでございます。</p> <p>次に、資料1-1の3ページ目に戻っていただき、2の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきまして、本市の積雪寒冷地としての特性を考慮して、1人当たりの活動日数を月6日としております。この日数につきましては、令和7年度と同様でございます。</p> <p>次に、(2)活動強化月間の設定目標につきまして、3カ月以上設定することとされているため、取組項目は、9月は農地の集積、10月は遊休農地の解消、3月は新規参入の促進としております。</p> <p>最後に、(3)新規参入相談会への参加目標につきまして、都道府県等が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名以上参加することとされているため、農業公社と北海道農政部が主催し、本市農業支援課が札幌市としてブースを出展する北海道新規就農フェアへの参加を予定しております。</p> <p>なお、令和7年度の最適化活動につきましては、1年間の最適化活動の実施状況を事務局で集計し、5月の総会において点検・評価を行う予定となっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。ご質問、ご意見はございませんか。</p> |
| 藤井委員 | はい。 |
| 議 長 | どうぞ。 |

| 発言者 | 議 事 内 容 |
|-------|---|
| 藤井委員 | 農業委員数の内訳の認定農業者の数について、今は全員が認定農業者というわけではありませんが、農業委員全員が認定農業者になるような取組みはされているのでしょうか。 |
| 事務局次長 | 法律では、認定農業者のは過半数を占めるようにしなければならないとされており、現状で過半数は満たしておりますので問題ないと認識しております。また、農業者等の関係者に対し候補者の推薦を求める場合には、認定農業者を推薦していただくようにご案内しております。 |
| 藤井委員 | さっぽろの農業を盛り上げるために、広く一般の農業者にも伝わるような広報をお願いしたいと思います。 |
| 事務局次長 | 承知いたしました。 |
| 藤井委員 | 追加でもう一点ですが、北海道新規就農フェアへの参加について、活動した結果の共有がされていないと思うのですが、何人来たのか、どのような意欲の方が来たのかなど、情報共有していただくようお願いしたいと思います。 |
| 事務局次長 | <p>実際に会場へ行きましたので、ご報告いたします。</p> <p>道内各市町村がブースを出しておりましたが、本市のブースの来場者が一番多かったです。来場者は様々でしたが、仕事をしながら農業に関わったら良いなど考えている方など、農業一本でやっていきたいというような相談はほとんどありませんでした。フェアが直接新規就農に結びつくというよりは、札幌の農業を知ってもらう機会として捉えていただけたら良いのではないかと考えています。</p> |
| 藤井委員 | 分かりました。 |
| 議 長 | 他にご質問、ご意見はございませんか。 |
| | (異議なし) |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、議案第1号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします</p> |
| 振興係長 | <p>それではご説明いたします。</p> <p>2ページの申請番号60-304番につきましては、所有権移転でございます。譲受人は牧草を生産する農家でございます。</p> <p>場所でございますが、資料2-1の位置図をご覧ください。令和7年10月9日に事務局職員が現地を確認しております。</p> <p>要件につきましては、資料2-2の調査書をご覧ください。申請内容の審査と現地調査の結果、該当する場合には許可できないとされている、</p> |

| 発言者 | 議 事 内 容 |
|------|---|
| 振興係長 | <p>農地法第3条第2項の各号には該当していないため、同法第3条の許可要件のすべてを満たしていると考えられます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p> |
| | <p>(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、議案第2号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします</p> |
| 農地係長 | <p>それではご説明いたします。</p> <p>3ページの申請番号71-501番につきましては、市街化調整区域内の農地を幼保連携型認定こども園にするため、農地を転用したいというものでございます。</p> <p>場所でございますが、資料3-1の位置図をご覧ください。申請地は、農用地区域内農地ではなく、市中心部より西へ約8kmの市街化調整区域に位置する10ha未満の小集団の農地であり、過去に農業公共投資の対象となった経緯はありません。申請地の周辺は、市街化区域の住宅地であり、申請地においても、四方を住宅や幼稚園、小学校に囲まれた状況にあることから、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設が連たんしている区域にある農地として、第3種農地に該当すると判断されます。</p> <p>譲受人は、隣接地に幼稚園を開設していますが、現在の園舎は築49年で老朽化に伴う新しい園舎を建築する必要があることから、申請地を事業地として転用したいというものでございます。</p> <p>次に資料3-2をご覧ください。土地の利用計画は、非農地の384㎡を含んだ計画で、新しい園舎部分が1,673.47㎡、駐車場・舗装部分が711.65㎡、緑地が973.68㎡で、転用面積は3,359㎡となっております。</p> <p>本申請は、第3種農地の転用であり、土地利用計画からみた転用面積も適正で、その他の許可基準からみても許可相当と思われまますので、別紙「意見書」(案)のとおり、北海道知事あてに進達してよろしいか、ご審議願います。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> |

| 発言者 | 議 事 内 容 |
|------|---|
| 議 長 | ご質問、ご意見はございませんか。 |
| | (異議なし) |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、議案第3号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします</p> |
| 農地係長 | <p>それではご説明いたします。</p> <p>4ページの申請番号21-504番につきましては、令和6年10月17日付けで農地法第5条第1項の規定による許可を受けた系統用蓄電池設備の開発事業でございますが、土地の利用計画の変更及び権利の設定を行うため、事業計画の変更をしたいというものでございます。</p> <p>場所でございますが、資料4-1の位置図をご覧ください。申請地は、農用地区域内農地ではなく、市中心部より北西へ約9kmの市街化調整区域に位置する10ha未満の小集団の農地であり、過去に農業公共投資の対象となった経緯はありません。また、市街地の区域内または、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地に当たらず、それらの区域になることが見込まれないほか、近傍の標準的な農地を超える生産性を上げることができるとは認められないことから、農地区分は第2種農地に該当いたします。</p> <p>事業計画の変更理由につきましては、農地転用許可後に、蓄電池の接続先である北海道電力ネットワーク株式会社から配置計画変更の要望があったことに加え、申請者を含む複数事業者で設立した合同会社で事業を実施することとし、事業用地の権利保全のため、合同会社に地上権を設定する必要が生じたためでございます。</p> <p>次に資料4-2をご覧ください。土地の利用計画は、植樹部分が401㎡、張芝部分が290㎡、砕石部分が960㎡、コンクリート部分が1,540㎡で、転用面積は3,191㎡となっております。</p> <p>本申請は、蓄電池施設の軽微なレイアウト変更と、合同会社に地上権を設定するための事業計画変更申請であり、すでに土地の造成は終了し、蓄電池の設置も概ね終了していることから、変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められますので、別紙「農地転用許可後の事業計画変更に係る意見書」(案)のとおり、北海道知事あてに進達してよろしいか、ご審議願います。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |

| 発言者 | 議 事 内 容 |
|------|---|
| 議 長 | 以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。 |
| | (異議なし) |
| 議 長 | 異議がありませんので、議案第4号につきましては原案どおり決定いたします。 続きまして、議案第5号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。 |
| 振興係長 | <p>それではご説明いたします。</p> <p>5ページの申請番号20-601番及び20-602番につきましては、同一の借主による期間満了に伴う再設定でございます。借主は玉ねぎや馬鈴薯等を生産する農家でございます。</p> <p>貸借期間は6年間でございます。</p> <p>次に、6ページの申請番号20-603番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主は玉ねぎ等を生産する農家でございます。</p> <p>貸借期間は5年間でございます。</p> <p>続きまして、申請番号20-604番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主はレタスやブロッコリー等を生産する農家でございます。</p> <p>貸借期間は10年間でございます。</p> <p>続きまして、申請番号20-605番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主は大根や人参等を生産する農家でございます。</p> <p>貸借期間は3年間でございます。</p> <p>続きまして、申請番号30-601番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主は玉ねぎを生産する農家でございます。</p> <p>貸借期間は3年間でございます。</p> <p>次に、7ページの申請番号30-602番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主は玉ねぎ等を生産する一般法人でございます。</p> <p>貸借期間は6年間でございます。</p> <p>続きまして、申請番号60-601番につきましては、新規の賃借権設定でございます。借主はズッキーニ等を生産する予定の農家でございます。</p> <p>場所でございますが、資料5-1の位置図をご覧ください。令和7年11月18日に事務局職員が現地を確認しております。</p> <p>許可要件につきましては、資料5-2の調査書をご覧ください。この調</p> |

| 発言者 | 議 事 内 容 |
|------|---|
| 振興係長 | <p>査書のとおり、各号に該当していることから、農地を借りる要件を満たしていると考えられます。</p> <p>貸借期間は5年間でございます。</p> <p>続きまして、申請番号60-602番につきましては、新規の賃借権設定でございます。借主はブドウ等を生産する予定の農家でございます。</p> <p>場所でございますが、資料6-1の位置図をご覧ください。令和7年11月18日に事務局職員が現地を確認しております。</p> <p>許可要件につきましては、資料6-2の調査書をご覧ください。この調査書のとおり、各号に該当していることから、農地を借りる要件を満たしていると考えられます。</p> <p>貸借期間は10年間でございます。</p> <p>続きまして、申請番号60-603番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主はミニトマトを生産する農地所有適格法人でございます。</p> <p>貸借期間は4年間でございます。</p> <p>なお、すべての申請について、事務局職員が現地を確認しております。説明は以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p> |
| | (異議なし) |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、議案第5号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>以上をもって、本日の議案審査を終了いたします。</p> <p>続いて報告事項に移ります。報告第1号から第8号について事務局から説明をお願いいたします。</p> |
| 振興係長 | <p>それではご説明いたします。</p> <p>8ページの報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出」について、南区で1件の届出がございました。届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものでございます。</p> <p>次に、9ページの報告第2号「農地所有適格法人報告書の提出」について、今回は4社の農地所有適格法人から報告書の提出がございました。</p> <p>資料7-1から7-4をご覧ください。資料7-1から7-3までの法人につきましては、報告書を審査した結果、農地法第2条第3項各号に定める4つの要件「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」をすべて満たしておりますので、農地所有適格法人としての要件を満たして</p> |

| 発言者 | 議 事 内 容 |
|------|---|
| 振興係長 | <p>いると認められます。</p> <p>資料7-4の法人につきましては、売上高の過半を農業関連の収入とする「事業要件」を満たしておりません。当該法人は農業以外の部門を切り離すために別法人を設立したとの報告を受けております。今回の報告を最後に、農業以外の売上が計上されないということです。数年後には要件が満たされる見込みでございます。引き続き、当該法人の動向について注視してまいります。</p> <p>次に、10ページの報告第3号「農用地利用集積等促進計画の認可・公告」について、2月5日の第31回総会でご審議いただき、北海道農業公社に対し、促進計画を定めるべき旨の要請をした件で、公社より札幌市長あてに認可申請があり、札幌市長より認可した旨の通知がありましたのでご報告いたします。</p> <p>次に、11ページの報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知」について、番号20-465番につきましては、当該農地の売却準備のため合意解約した旨の通知があったものでございます。</p> |
| 農地係長 | <p>続きまして、12ページの報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、「使用貸借権の設定」を伴うものにつきまして、南区で1件、西区で1件の届出がありました。これらの届出は、市街化区域内の農地を個人住宅に転用するもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものでございます。</p> <p>次に13ページから14ページまでの報告第6号「現況証明」について、北区で3件、東区で1件、白石区で2件、厚別区で1件、西区で3件、合計10件の申請がありました。当該地を調査した結果、建物敷地や宅地等であったことから、すべて「非農地」として現況証明書を交付しております。</p> <p>次に、15ページの報告第7号「地目変更登記に係る登記官からの照会」について、東区で1件の照会があり、当該地を調査した結果、農地以外の土地であると認められましたことから、「非農地」として回答したものでございます。</p> <p>最後に、16ページの報告第8号「農地法第4条の規定による許可申請の取下げ」について、令和7年3月17日付けで農地転用許可申請があり、4月24日開催の第22回総会における審議で許可相当とされ、北海道農業会議への意見聴取を経て、北海道知事あてに進達していたものでございます。</p> <p>このたび、当該土地の抵当権者から転用の承諾を得る手続きが難航し、未だ北海道知事の転用許可が降りておらず、補助金の交付要件を満</p> |

| 発言者 | 議 事 内 容 |
|------|--|
| 農地係長 | たしていないことから、建設コストの自己負担が増大するため、事業を断念するとして、申請の取下願が提出され、これを受理いたしました。 報告は以上でございます。 |
| 議 長 | 以上の報告について、何かご質問はございませんか。 |
| 藤井委員 | はい。 |
| 議 長 | どうぞ。 |
| 藤井委員 | 報告第4号の合意解約について、解約理由を教えてくださいませんか。 |
| 振興係長 | 貸主が当該農地の売却の意向を持っているためです。 |
| 藤井委員 | 分かりました。 |
| 議 長 | 他にご質問はございませんか。 |
| | (質問なし) |
| 議 長 | なければ、これで報告案件を終わらせていただきます。 これをもちまして、本日の総会は終了いたします。 次回の総会開催でございますが、令和8年4月23日、木曜日、午後2時からの開催を予定しておりますが、ご都合はいかがでしょうか。 よろしければ、第34回総会は令和8年4月23日、木曜日、午後2時からといたしますので、よろしくお願いいたします。 |

開始時間 午後2時00分 終了時間 午後2時40分